

運動部活動顧問等の部活動中における暴力・体罰・セクハラ等に対する  
岡山県中学校体育連盟の対応

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

岡山県中学校体育連盟（地区・支部中体連を含む）が主催する大会（以下、「大会」という）における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者または学校設置者から懲戒処分（戒告・減給・停職・免職）を受けていない者であること。

なお、懲戒処分規程が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

●以下の文を大会要項の「参加制限」の項に記載する。

大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者からの懲戒処分を受けていない者であること、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の指導者においては、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。校長（代表者）はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部指導者（コーチ）は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟の専門部が在籍する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟におけるすべての役職を停止する。

また、本連盟が主催するすべての大会における指導者等及び大会役員（審判等）への登録を禁止する。

2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催するすべての大会における指導者等及び大会役員（審判等）への登録を禁止する。

4 判定及びその時期

1) 当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期間

1) 違反行為1回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催のすべての大会における指導者等及び大会役員（審判等）の登録を禁止する。この時期は、異動等により、勤務校が変わったり、指導する運動部が変更になっても継続するものとする。

（年間とは夏季・秋季または秋季・夏季とする）

2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催のすべての大会における指導者等及び大会役員（審判等）の「資格なし」とする。

6 本対応は、令和2年4月1日より施行適用する。